

定期報告制度の見直しについて

日ごろより、市政の推進に御理解御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、**2026年（令和8年）4月1日**より、小田原市において次のとおり定期検査に関する**建築物の報告の時期が変更となります。**

〈変更内容〉

・「特定建築物」の定期検査の周期の変更

令和7年7月1日施行の定期報告制度に関する国土交通省告示改正により、建築物の定期調査では建築物の損傷や腐食等の劣化状況及び不適切な改変行為等の確認を中心とした調査項目へ変更され、建築設備及び防火設備の定期検査では、これまで建築物の定期調査と重複していた設備の作動状況等の検査項目が移行され、重複が解消される等の効率化が図られました。

この告示改正に伴い、建築物の定期調査は主に建築物全体の経年劣化等の維持管理の把握になったことから、小田原市の**特定建築物**における定期報告周期を見直し、下記の表のとおり**報告時期**を用途毎に区分けをし、**毎年**から、**3年ごと**に変更いたしました。

対象用途	報告時期
児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設を有するものに限る）、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	令和8年度（以降3年ごと）
劇場、映画館、観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、演芸場、集会場、 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、旅館、ホテル、 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	令和9年度（以降3年ごと）
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	令和10年度（以降3年ごと）

※提出月は、これまでどおり検査済証の交付を受けた月と同じ月となります。

※建築設備、昇降機、防火設備等の特定建築設備等については、これまでどおり毎年提出となります。

改正後の定期報告書の提出年度（○が提出時期）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
児童福祉施設等	○			○		
劇場、病院、ホテル等		○			○	
百貨店・飲食店等			○			○

※新たに検査済証を取得した建築物については、初回の報告が免除となります。

（例：令和8年8月に検査済証を取得した病院の場合、令和9年度の報告が免除となり、特定建築物は令和12年、特定建築設備等は令和10年が報告時期となります。）